

緊急調査（2024年度診療報酬改定後の病院経営状況）

～ 入力要領 ～

■調査開始日：2025年1月23日

■提出期限：2025年2月6日

一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本慢性期医療協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会

緊急調査（2024 年度診療報酬改定後の病院経営状況） 入力要領

〔 目 次 〕

■調査の概要	- 1 -
1. 調査の目的	- 1 -
2. 調査の対象	- 1 -
3. 調査の対象期間	- 1 -
4. 調査票の構成	- 1 -
5. 調査の回答方法・諸注意	- 1 -
6. 調査票の回答期限	- 1 -
7. 調査結果の報告・公表等	- 1 -
■調査の入力要領	- 2 -
1. 基本情報	- 2 -
（1-1）病院名・所在地・記入担当者等	- 2 -
（1-2）開設者	- 2 -
（1-3）病床区分ごとの許可病床数	- 2 -
2. 損益等	- 3 -
（2-1）医業損益（月）	- 3 -

■調査の概要

1. 調査の目的

2023年度における病院経営の大変厳しい実態が明らかとなり、さらに2024年度には一層厳しい状況が予想されることを受けて、診療報酬改定後の6月から11月にかけて病院経営の実態を調査し、政府関係者や財政当局に訴えるための資料とすることを目的とする。

2. 調査の対象

一般社団法人 日本病院会、公益社団法人 全日本病院協会、一般社団法人 日本医療法人協会、公益社団法人 日本精神科病院協会、一般社団法人 日本慢性期医療協会、公益社団法人 全国自治体病院協議会に加盟するすべての病院を対象とします。

3. 調査の対象期間

2023年6月～11月、2024年6月～11月の状況をお伺いいたします。

4. 調査票の構成

1. 基本情報

・病院名 ・所在地 ・記入担当者等 ・開設者 ・病床区分ごとの許可病床数

2. 損益等

・医業損益（月）

5. 調査の回答方法・諸注意

○調査票の表示、入力、保存には、Excelが必要です。

○調査票は、回答欄に直接ご入力いただける仕組みとなっています。

○調査票の記入内容で不明な点がある場合には、当会から直接お伺いすることがありますので、本調査票の回答の控えを必ずお取り置きください。

6. 調査票の回答期限

調査票の回答期限は、2025年2月6日（木）です。

7. 調査結果の報告・公表等

調査結果は、調査にご協力いただいた病院に対し、報告書を作成しご報告いたします。また、調査結果の概要報告書を作成し、公表します。ご回答いただいた病院名・数値や内容は、集計目的に利用し、個別に明らかになることは一切ございません。

■調査の入力要領

1. 基本情報

(1-1) 病院名・所在地・記入担当者等

病院名				保険医療機関コード※	プルダウン
所在地	〒			都道府県	プルダウン
記入者 連絡先	所属			役職	
	電話番号			FAX 番号	
	Eメール	照会にご対応頂ける方を記入			

2024年6月時点の貴院の基本情報についてご記入ください。

なお、都道府県はプルダウンメニューから選択してください。

【記入者連絡先】は、事務局からの照会にお答えいただける方をご記入ください。

【保険医療機関コード】は、都道府県番号（2桁）＋ハイフン（－）＋医療機関コード（7桁）の計10字を半角英数字でご記入ください。

(1-2) 開設者

開設者	プルダウン
-----	-------

開設者はプルダウンメニューから選択してください。

(1-3) 病床区分ごとの許可病床数

	合計 (入力不要)	一般	療養	精神	結核	感染	介護 医療院
許可病床数	0						

【一般】、【療養】、【精神】、【結核】、【感染】の許可病床数をそれぞれ数字でご記入ください。

なお、介護医療院を併設している場合には療養床数もご記入ください。

当該病床数が“0”の場合、記入済の“0”をそのまま残しておいてください。

合計欄は記入の必要はありません。

2023年6月～11月および2024年6月～11月の医業損益について、病院会計準則に基づき（税抜処理）、千円単位でご記入ください。該当する金額が無い場合は「0」をご記入ください。

千円未満の端数の取り扱いは、合計額が貴院のデータと合致するように調整してください。

【① 医業収益】【② 医業費用】【③ 医業利益】【⑥ 経常利益】については、記入の必要はありません。

病院会計準則と社会福祉法人会計基準の対応例は、本要領 P.6 をご参照ください。

給与費に含む賞与等について、1年間に支払われる額（予算または実績）の12分の1を計上してください。

減価償却費について、各月の減価償却費の算出が難しい場合は、1年間に支払われる額（予算または実績）の12分の1を計上してください。

水道光熱費について、その内訳を電気料金、ガス料金、その他の水道光熱費に分けて入力ください。

「コロナ関連 緊急包括支援事業 入金額」については、各月に入金された額を計上してください。参考値としまして可能な範囲でのご記入をお願いいたします。

※病院会計準則

医業収益	入院診療収入	入院患者の診療、療養に係る収益（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）
	室料差額収入	特定療養費の対象となる特別の療養環境の提供に係る収益
	外来診療収入	外来患者の診療、療養に係る収益（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）
	その他の医業収入	診断書等の文書料など前述に属さない収益
医業費用	材料費	医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、給食用材料費 ※（再掲）医薬品費、診療材料費：医薬品費と診療材料費に係る費用を再掲としてご記入ください。
	給与費	給料、賞与・賞与引当金繰入額、退職給付費用、法定福利費
	委託費	検査業務、給食業務、寝具委託業務、医事業務、清掃業務、保守業務、その他委託している費用
	設備関係費	減価償却費、固定資産税等、器械保守料、器機設備保険料 ※（再掲）減価償却費：減価償却費を再掲としてご記入ください。
	研究研修費	研究費、研修費
	経費	福利厚生費、旅費交通費、職員被服費、通信費、広告宣伝費、消耗品費、消耗器具備品費、会議費、水道光熱費、保険料、交際費、諸会費、租税公課、医業貸倒損失、貸倒引当金繰入額、雑費
	控除対象外消費税等負担額	病院の負担に属する控除対象外の消費税及び地方消費税。 ただし、資産に係る控除対象外消費税に該当するものは除く。
	本部費配賦額	本部会計を設けた場合の、一定の配賦基準で配賦された本部の費用
医業外収益	受取利息及び配当金、有価証券売却益、運営費補助金収益、施設設備補助金収益、患者外給食収益、その他の医療外収益 ※（再掲）運営費補助金：運営に係る補助金、負担金 ※（再掲）施設設備補助金：施設設備に係る補助金、負担金のうち、当該会計期間に配分された金額 ※（再掲）その他補助金：上記以外の補助金等 年度のみ、以上を再掲としてご記入ください。	
医業外費用	支払利息、有価証券売却損、患者外給食用材料費、診療費減免額、医業外貸倒損失、貸倒引当金医業外繰入額、その他の医業外費用	

※病院会計準則と社会福祉法人会計基準の対応例

病院会計準則における科目		社会福祉法人会計基準における科目	
医業収益	入院診療収入	入院診療収益	
	室料差額収入	差額室料収益	
	外来診療収入	外来診療収益	
	その他の医業収入	保健予防収益、その他の医療事業収益、保険等査定減、経常経費寄附金収益、その他の収益、特別収益	
医業費用	材料費	材料費（事業費）、医薬品費（事業費）、診療・療養等材料費（事業費）	
		医薬品費	医薬品費（事業費）
		診療材料費	診療・療養等材料費（事業費）
	給与費	人件費	
	委託費	業務委託費（事業費）、業務委託費（事務費）	
	設備関係費	保守料（事務費）、減価償却費	
		減価償却費	減価償却費
	研究研修費	研修研究費（事務費）	
	経費	その他事業費（事業費）、その他の事務費（事務費）、その他の費用、その他の特別費用（特別費用）	
	控除対象外消費税等負担額	法人税・消費税負担額（特別費用）	
	本部費配賦額	本支部費（特別費用）	
医業利益	サービス活動増減差額		
医業外収益	サービス活動外収益		
医業外費用	サービス活動外費用		
経常利益	経常増減差額		